

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 24 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第 6 項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第101条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第 101条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）第29条の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：(1) 免許情報記録の有効期間の更新 即日 (2) 運転免許証の更新 ア 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 イ 各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く）及び広域交番 4 週間（隠岐の島警察署及び浦郷警察署は 5 週間） (3) 第101条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく申請が行われた場合 ア 免許情報記録の有効期間の更新 即日 イ 免許証の有効期間の更新 4 週間
申 請 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）及び広域交番
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察

署及び広域交番	
備	考：